

静岡県議会情報セキュリティ基本方針

第1 目的

この基本方針は、静岡県議会（以下「議会」という。）の保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 6 第 1 項に基づき、議会が行う情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

この基本方針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 情報資産 資産として価値を有する情報をいう。
- (2) ネットワーク コンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。
- (3) 情報システム コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (5) 機密性 情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (6) 完全性 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (7) 可用性 情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

第3 対象とする脅威

この基本方針が対象とする情報資産に対する脅威（以下「脅威」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃その他のサイバー攻撃、部外者の侵入その他の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん及び消去、重要情報の詐取並びに内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、情報システムの設計又は開発の不備、プログラム上の欠陥、情報システムの操作又は設定ミス、情報システムのメンテナンスの不備、内部監査又は外部監査の機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥並びに機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊及び消去等
- (3) 地震、落雷、火災その他の災害によるサービス及び業務の停止等

第4 適用範囲

(1) 基本方針の適用対象

この基本方針は、議会の保有する情報資産及びその利用者を適用対象とする。ただし、静岡県情報セキュリティ基本方針が適用されるものは除くものとする。

(2) 情報資産の範囲

この基本方針が対象とする情報資産の範囲は、次に掲げるとおりとする。

ア ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備及び電磁的記録媒体

イ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

ウ 情報システムの仕様書及びネットワーク図その他の情報システムに関する文書

第5 情報資産の利用者の遵守義務

議会の保有する情報資産の利用者は、基本方針を十分理解して遵守し、情報セキュリティの確保に努めなければならない。

第6 情報セキュリティ対策

脅威から情報資産を保護するために、次に掲げる情報セキュリティに関する対策を講じるものとする。

(1) 組織体制

議会の情報資産について、情報セキュリティの確保を図るための管理体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

議会の保有する情報資産をその内容に応じて分類し当該情報資産の重要性に応じた情報セキュリティに関する対策を行う。

(3) 物理的セキュリティ

コンピュータ及びネットワーク等の管理について、物理的な対策を講じる。

(4) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、管理体制を整備するとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(5) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策及び不正アクセス対策その他の技術的対策を講じる。

(6) 運用

情報システムの監視、基本方針の遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティの確保その他の基本方針の運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、必要に応じて緊急時対応計画を策定する。

(7) 業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用

業務委託する場合、外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合又はソーシャルメディアサービスを利用する場合には、それぞれの場合に応じた情報セキュリティ確保のための対策を講じる。

第7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

基本方針の適正かつ円滑な運用に資するため、必要に応じて情報セキュリティに関する監査及び自己点検を実施する。

第8 基本方針の見直し

情報セキュリティに関する監査及び自己点検の結果、基本方針の見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、基本方針を見直す。

附則

（施行期日）

この基本方針は、令和8年4月1日から施行する。